

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。
平成21年5月27日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ドラッグユタカ今津店、ブックマート今津店、(仮称)ケーズデンキ近江今津パワフル館

高島市今津町今津 1700 ほか 4 筆、高島市今津町南新保 537 ほか 2 筆、高島市今津町南新保 530 - 1 ほか 14 筆

2 提出された意見の概要

高島市からの意見

駐車場と市道今津線の交差に左右の安全確認の為カーブミラーを設置すること。

騒音、振動、水質汚濁等に関する公害防止対策を万全にするとともに、法令等で届出が必要な場合は、遵守すること。

騒音規制法、振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は、環境政策課へ届出をすること。

営業開始後の廃棄物について環境政策課と協議すること。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県高島環境・総合事務所総務課 高島市今津町今津 1748 番地

高島市産業循環政策部商工観光課 高島市新旭町北畑 565 番地

(2) 縦覧期間 平成21年5月27日から平成21年6月29日まで